

関係機関 各位

沖縄県居住支援協議会

会長 嘉川 陽一

(公印省略)

「新たな住宅セーフティネット制度における
民間賃貸住宅改修費補助制度等説明会」について (ご案内)

平素より、本県居住支援協議会の活動にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度が 10 月 25 日から始まり、国土交通省は、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、住宅確保要配慮者向けの住宅を早期に確保し、その供給促進を図るため、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費を支援する「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を創設しております。

このようなことから、本事業の支援対象となる要件や支援内容等の周知を図るため、国土交通省担当官による説明会を下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会所属の不動産業者並びに賃貸住宅の家主様の派遣・参加方にご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 : 平成 30 年 2 月 8 日 (木) 14:30~16:00 終了予定 (受付 14:00~)
- 2 会 場 : 沖縄県産業支援センター 中ホール (那覇市字小禄 1831 番地 1)
- 3 参加対象 : 不動産業者及び賃貸住宅を所有の家主等
- 4 定 員 : 100 名
- 5 申 込 先 : 別紙申込書を下記担当あてメールもしくは F A X にてご提出をお願いします。
- 6 申込期限 : 平成 30 年 2 月 1 日 (木)
- 7 内 容 : ・ 新たな住宅セーフティネット制度について
・ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業について

【申込先】

沖縄県居住支援協議会事務局

〒900-0029 那覇市旭町114番地7

沖縄県住宅供給公社 事業企画課 中村 梨沙乃

電 話 : 098-917-2461 F A X : 098-917-2439

新たな住宅セーフティネット制度における 民間賃貸住宅改修費補助制度等説明会

申込み 送信票

【送信先 FAX】 098-917-2439

沖縄県居住支援協議会(事務局:沖縄県住宅供給公社 事業企画課)

○開催主旨

平成29年10月25日に住宅セーフティネット法が改正施行され、民間賃貸住宅の新たな登録制度が始まりました。この制度では、住宅の確保に特に配慮を要する者の専用住宅として登録することで、国から改修費の補助を受けることが可能になります。今回は、国土交通省等から講師を招き、新たな住宅セーフティネット制度及び改修費補助についての説明会を開催いたします。

- ・補助対象工事 耐震改修、間取り変更、バリアフリー改修、シェアハウスへの用途変更等
- ・補助率 1/3 (限度額 50万円/戸、ただし、シェアハウスへの用途変更、間取り変更、耐震改修を含む場合にあっては、100万円/戸)
- ・登録・補助とも1戸からできます。
- ・「高齢者・子育て世帯のみ」など、入居対象とする方の範囲を限定することも可能です。

○対象者

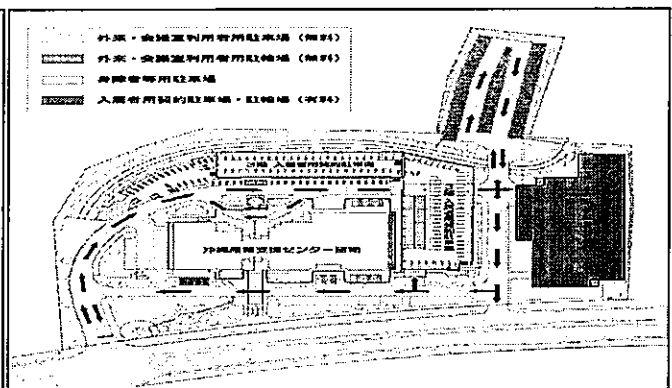
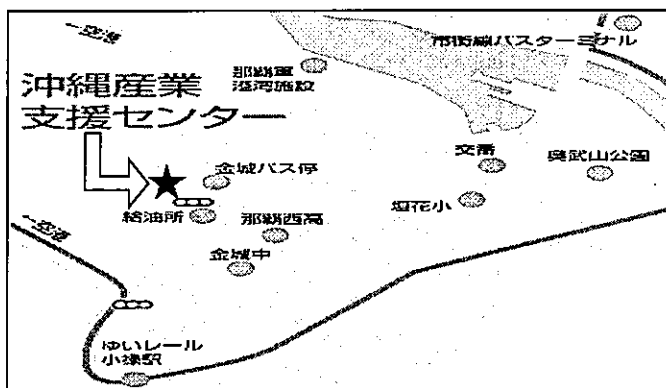
不動産業者及び賃貸住宅を所有の家主等

【日 時】 平成30年2月8日(木) 14:30 ~ 16:00終了予定 (受付14:00)

【会 場】 沖縄産業支援センター 中ホール (定員 100名)

那覇市小禄 1831 番地 1 (TEL:098-859-6234)

※駐車場の台数に限りがございますので、公共交通機関の利用もしくは相乗りでのご来場にご協力をお願いいたします。



参加者氏名	会社又は団体名	電話	FAX

※申込期限 平成30年2月1日(木)

※会場の都合により定員に達した場合、参加人数の調整をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

お問い合わせ先: 沖縄県居住支援協議会事務局 (沖縄県住宅供給公社 担当: 中村)
 ※申込み送信票はホームページからもダウンロードできます。
 ホームページ 「<http://kyojyushien.ojkk.or.jp/>」 FAX (098)917-2439 電話 (098)917-2461